

株 主 各 位

横浜市港北区梅町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 志 藤 昭 彦

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月18日(月曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月19日(火曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市港北区梅町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル6階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第62期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針決定の件

以 上

なお、株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、「株主様との懇談会」を株主総会会場にて開催を予定いたしておりますので、株主総会と合わせてご出席下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を必ず会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yorozu-corp.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

・ヨロズグループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が改善し設備投資が増加するなか、雇用情勢の改善により個人消費も緩やかながら増加傾向で推移するなど、景気は回復基調を維持いたしました。

自動車業界におきましては、国内の生産は増加したものの、販売は低調に推移しました。一方、海外の生産、販売は、日系メーカーが引き続き好調を維持しました結果、アジアを中心として増加基調で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社及び連結子会社(以下、ヨロズグループという)は、日系メーカー11社及びGMなどと取引を有する独立系サスペンションの専門メーカーとして拡販に努めるとともに海外での生産能力の増強を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、主要得意先であります日産自動車向け部品売上高は減少しましたが、その他得意先向けの増販により、総売上高は前年度に比べ8.8%増の119,310百万円となりました。

損益面では、グループを挙げて取り組んでおります生産革命の推進による原価低減・生産性向上活動の成果により、営業利益は前年度に比べ22.4%増の4,445百万円、経常利益は同じく17.8%増の4,540百万円、また、当期純利益は同じく26.7%増の3,035百万円となりました。

所在地別セグメントの業績につきましては、

(1) 日本

主要得意先であります日産自動車向けの部品売上が減少いたしましたことに加え、金型・設備売上也減少しました結果、売上高は前年度に比べ11.1%減の47,325百万円となり、営業利益は同じく54.7%減の1,776百万円となりました。

(2) 北米

ガソリン高の影響を受けたピックアップ車向けの売上減少がありましたものの、GM、ホンダ向け売上の増加により、売上高は前年度に比べ12.9%増の65,123百万円となりました。営業利益は、前年度の赤字164百万円から今年度は黒字の455百万円と大幅な収益改善となりました。

なお、当社の連結子会社であるヨロズオートモーティブテネシー(YAT)、ヨロズオートモーティブノースアメリカ(YANA)及びヨロズオートモーティブミシシッピ(YAM)は、GMが契約に違反したと認められた

ため、GMを提訴していましたが、和解が成立し提訴を取り下げました。これにより、今後もGMとのビジネスは従来同様にお互いに信頼関係をもって継続して進めることを確認しております。

(3) アジア

タイ・中国の自動車生産が好調に推移していることに加えて、新規受注部品も増加しました結果、売上高は前年度に比べ47.9%増の15,074百万円となり、営業利益は同じく148.4%増の1,939百万円となりました。

タイでは、現在もタイ国内得意先からの見積り合いが多く、さらに事業が拡大する見込みであるため、当年度に工場を拡張し、1,600トン3次元トランスファープレス機を増設、さらに2007年度上期中に700トン・400トンタンデムプレスラインを増設し稼働させる予定であります。

また中国では、今後も華南地区に留まらず、中国内陸部での新規部品の受注も見込めるため、2007年度に工場を拡張するとともに800トン・400トンタンデムプレスラインを増設し、事業の拡大を目指します。

2. 対処すべき課題

今後の内外経済の見通しにつきましては、日本経済は2007年度前半については輸出の停滞とIT業界の在庫調整の影響で減速するとの見方はありますが、後半以降は自立回復の様相が強まり、実質GDP成長率は、+2.3%と予測されています。米国経済は2006年下期からの住宅市場や製造業の調整で成長テンポが弱まりつつあるものの、調整が終わる2007年後半以降持ち直し、実質GDP成長率は2007年通期で+2.2%と予測されています。欧州経済も緩やかな回復が見込まれ、2007年の実質GDP成長率は+2.3%と予測されています。アジア地域は依然高い成長率を堅持し、2007年の実質GDP成長率は+8.4%と予測されております。

このように世界経済はおおむね堅調に推移するものと思われませんが、原油や原材料価格の高値圏での推移に加え、為替動向も不透明な状況であり、先行き楽観視できない状況が続くものと考えられます。

自動車業界におきましては、中国、インド及びアセアン地域を中心に需要の拡大が見込まれますとともに、新車投入による市場活性化効果も引き続き期待されておりますが、国際的な業界再編が進行しボーダレスな市場競争が激化するなか、国際競争力がますます厳しく問われる経営環境下にあると認識しております。国内市場は、登録車の新車販売が22ヶ月連続で前年実績を割り込むなど、厳しさを増しております。

自動車部品業界におきましては、得意先からの要請に対応した国際競争力ある「S：安全第一」「Q：世界同一品質の確保」「C：国際価格競争力の強化」「D：グローバル供給体制」「D：開発力の強化」が喫緊の課題となっております。

このような状況下にありますヨロズグループは、「小粒な会社でもグロー

バル規模のエクセレントカンパニー」という企業理念を掲げ、世界中のお客様に機能・価格・納期ともに満足して頂ける最高の品質を提供し、競争力ある提案型企業として信頼される企業グループの確立を目指す活動を積極的に進めております。またヨロズグループは、高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高い企業活動を推進することを、経営の基本方針としております。

中期的な経営戦略につきましては、「ヨロズサクセスプラン」を策定し、一層の合理化活動（部品原価低減・固定費削減）の推進、グローバル供給体制確立に向けての諸施策の実施を図りながら、開発力ならびに生産技術力の強化及び商品力ならびに販売力の向上を進めてまいります。そのために「競争力あるヨロズグループへの変革」を掲げて経営改革を進めているところであり、「生産革命」と「マネジメント革命」を経営改革の2本柱と位置づけさらに活動を促進してまいります。

2007年度におきましては、次の経営課題に取り組んでまいりる所存であります。

CSR（企業の社会的責任）の推進

グローバル開発体制の強化

北米事業の収益向上

アジア事業の拡大

2005年より取組みを進めております「CSRの推進」であります。2007年度はヨロズグループとして内部統制システムの充実を図り、「財務報告に係わる内部統制」（いわゆる日本版SOX法）の実施に備えてまいります。

この目的は、ヨロズグループとしての健全で持続的な成長の確保と社会的信頼を獲得することにあります。

次に、提案型企業を目指した「グローバル開発体制の強化」を図ってまいります。

具体的には、「ヨロズアメリカの開発体制」を強化し、2010年には「北米現地にてモデルチェンジの対応が可能な体制を目指すこと」及び「タイ・中国における金型・設備の設計・製作の強化」であります。

次に「北米事業の収益向上」であります。2006年度は北米収益改善に取り組む、営業利益の黒字化を達成しました。2007年度の事業環境は厳しいと思われれますが、生産革命の継続的推進、購入品原低及び輸送コスト低減等の諸活動とあわせ、YAMへのプレス設備導入により外注プレス部品の内転化を進める等、さらなる収益の向上を図ってまいります。

最後に「アジア事業の拡大」は、中国の拠点であります広州萬宝井汽車部件（YBM）を拡張して将来の売上増に備えるとともに、インド拠点設立を検討してまいります。

以上の施策により、長期安定的な経営基盤を確立し、世界に通用する専門メーカー（サスペンション部品メーカーとしてマーケット評価 1を目指す）を志向して社業の発展に努めてまいりる所存であります。

3. 設備投資等の状況

設備投資につきましては、新車展開に伴う投資を推進する一方、得意先からの新車追加や増産要望に対応するために積極的な設備増強投資等をしてまいりました。

日本及び米国、メキシコにおいては、新車展開のための設備投資を行っています。また、経済成長の著しいアジアにおけるタイにつきましては、能力増強のための建屋の拡張とプレスラインの設置及び新車展開の設備投資を行いました。

さらに中国においても能力増強のため建屋の拡張とプレスラインの追加に取り掛かるとともに、新車展開のための設備投資を行いました。

ヨロズグループ全体では、総額100億円の設備投資を実施いたしております。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において、ヨロズグループは設備投資資金として平成18年9月20日に転換社債型新株予約権付社債50億円を発行いたしました。その他、借入金返済資金として40億円の銀行借入を実施いたしました。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません

6. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません

8. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成18年4月に、資材の協同購買、外国人研修生の協同受入れ等を目的とし、組合員10社（ヨロズ国内子会社6社を含む）により、ワイジーエス事業協同組合を設立しました。

9. 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 59 期	第 60 期	第 61 期	第 62 期
	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
売 上 高	70,231百万円	85,675百万円	109,642百万円	119,310百万円
当 期 純 利 益	1,970百万円	1,329百万円	2,395百万円	3,035百万円
1株当たり当期純利益	91.11 円	86.15 円	157.90 円	204.32 円
総 資 産	63,302百万円	64,073百万円	76,855百万円	79,096百万円
純 資 産	19,277百万円	18,954百万円	24,287百万円	32,763百万円
1株当たり純資産	1,294.34 円	1,272.60 円	1,631.64 円	1,919.30 円

- (注) 1. 第59期において国内子会社(株)ヨロズ大分を連結対象子会社に追加いたしました。
2. 第60期において、国内子会社(株)ヨロズ栃木、海外子会社广州萬宝井汽車部件有限公司及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社を連結対象会社に追加いたしました。
3. 第61期において、国内子会社(株)ヨロズ愛知を連結対象会社に追加いたしました。
4. 純資産額の算定にあたり、第62期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社庄内ヨロズ	400百万円	82.00% (5.00%)	自動車部品製造
株式会社ヨロズサービス	10百万円	100.00%	保険代理業・貸金業 人材派遣・業務請負他
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百万円	100.00%	生産設備製造
株式会社ヨロズ大分	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ栃木	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ愛知	100百万円	100.00%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズアメリカ社	122百万米ドル	100.00%	自動車部品開発及び 北米事業統括
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブミシシッピ社	10百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造
ヨロズメヒカーナ社	291百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨロズタイランド社	1,800百万泰バーツ	100.00%	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰バーツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州萬宝井汽車部件有限公司	99百万人民币元	51.00%	自動車部品製造

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

連結子会社は上記の14社であり、当連結会計年度の連結売上高は1,193億1千万円(前期比8.8%増)、連結当期純利益は30億3千万円(前期比26.7%増)となりました。

11. 主要な事業の内容

当社グループは、当社、連結子会社14社、非連結子会社1社及び関連会社1社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所

会 社 名	所 在 地	備 考
当 社	神奈川県横浜市	所在地には 本社を記載 しております。
株式会社庄内ヨロズ	山形県鶴岡市	
株式会社ヨロズサービス	神奈川県横浜市	
株式会社ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	
株式会社ヨロズ大分	大分県中津市	
株式会社ヨロズ栃木	栃木県小山市	
株式会社ヨロズ愛知	愛知県名古屋	
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州モリソン市	
ヨロズアメリカ社	米国ミシガン州ファーマントンヒルズ市	
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州バトルクリーク市	
ヨロズオートモーティブミシシッピ社	米国ミシシッピ州ビックスバーグ市	
ヨロズメヒカーナ社	墨国アグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デ・ロス・ロモ市	
ヨロズタイランド社	泰国ラヨン県	
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	泰国ラヨン県	
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国広東省広州市花都区	

13. 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
3,833	123 (増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員 529名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,436
株式会社横浜銀行	1,448
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	951
株式会社三井住友銀行	336

． 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,855,350株（自己株式6,600,286株を除く）
3. 株 主 総 数 3,396名（前期末比284名増）
4. 大 株 主

発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は下記のとおりであります。

株 主 名	持 株 数
志 藤 昭 彦	879千株
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	742
株 式 会 社 横 浜 銀 行	742
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	682
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	629
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	588
三 浦 啓 子	517
志 藤 公 彦	445
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	426
渡 辺 英 夫	407

(注) 当社は、自己株式6,600千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

． 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役社長	志 藤 昭 彦	【Y G H O品質保証機能統括兼内部監査機能統括】ヨロズ栃木会長、ヨロズ大分会長、ヨロズ愛知会長、庄内ヨロズ会長、ヨロズエンジニアリング会長、ヨロズサービス会長
取 締 役	江波戸 正 隆	【Y G H O北米事業統括兼営業機能統括】ヨロズアメリカ会長
取 締 役	坂 本 正 道	【Y G H Oアジア事業統括兼生産管理機能統括】調達本部長兼生産管理部長兼情報システム部長、广州萬宝井汽車部件董事長
取 締 役	川 田 勇 輔	【Y G H O開発・生産技術機能統括兼生産機能統括】 Y P W推進本部長
取 締 役	佐 藤 和 己	【Y G H O北米事業副統括】ヨロズアメリカ社長、ヨロズオートモーティブテネシー会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ会長、ヨロズオートモーティブミシシッピ会長、ヨロズメヒカーナ会長
取 締 役	河 原 清	【Y G H O人事・総務機能統括兼財務機能統括】 管理部長
取 締 役	岩 浪 英 男	【Y G H O経営戦略統括】経営企画室長
監査役(常勤)	宮 原 信 清	
監 査 役	保 坂 民 男	公認会計士
監 査 役	横 山 良 和	公認会計士

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 印は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役保坂民男氏及び横山良和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役宮原信清氏は、ヨロズサービス、ヨロズ大分、ヨロズ栃木、ヨロズ愛知の監査役を兼任しております。
上記4社はいずれも当社の子会社であります。
5. 監査役保坂民男氏は、庄内ヨロズ及びヨロズエンジニアリングの監査役を兼任しております。両社とも当社の子会社であります。
6. Y G H O (Yorozu Global Headquarters Organization) は、マネジメント革命(機能別グローバルマトリックス組織)を推進するための組織であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 132百万円

監査役 3名 20百万円 (うち社外監査役 2名 8百万円)

(注)上記、報酬等の総額には支給予定の役員賞与金が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当する重要な事項はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役保坂民男氏は、株式会社東ホーの社外監査役を兼任しております。

(3) 特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当する契約は締結しておりません。

(5) 当事業年度における主な活動状況

・ 監査役 保坂 民男氏

当事業年度開催の取締役会9回のうち7回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、意志決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、主に監査役職務の執行に関する事項について意見を表明しました。

・ 監査役 横山 良和氏

当事業年度開催の取締役会9回のうち7回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、公正な意見の表明を行いました。また当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、主に監査役職務の執行に関する事項について意見を表明しました。

． 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

公認会計士 松本善一氏
みすず監査法人

なお、公認会計士 松本善一氏及びみすず監査法人は、下記のとおり一時会計監査人であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当する契約は締結しておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士 松本善一氏 2百万円

みすず監査法人 19百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

みすず監査法人 16百万円

4. 非監査業務の内容

転換社債型新株予約権付社債発行に伴う、コンフォートレター作成業務
内部統制アドバイザー業務

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に諮ることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

6. 過去2年間に業務の停止処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人でありました旧中央青山監査法人が、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間業務停止処分を受け当社の会計監査人としての資格を喪失しましたので、監査役会として平成18年7月1日付で松本善一公認会計士を一時会計監査人として選任いたしました。

また、当社の企業規模を考慮すると年間を通じた会計監査業務を遂行する事が困難なため、監査役会は、監査業務の充実と会計監査の継続性の観点から平成18年9月1日に監査法人の名称を変更したみすず監査法人（旧中央青山監査法人）を平成18年9月4日に一時会計監査人として追加選任し、前述の松本善一公認会計士と共同の監査体制にいたしました。

・ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1.1 内部統制基本方針

ヨロズグループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高い企業活動を推進すること」を基本としている。このため関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、平成17年12月に「ヨロズグループ企業行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としている。

ヨロズグループはこの指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し、社会的使命を果たしてまいります。

1.2 内部統制の体制整備に関する方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、C S R 推進委員会のコンプライアンス部会が検討し、平成17年12月に制定した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、職務の執行にあたるものとする。

C S R 推進委員会のコンプライアンス部会は、当社コンプライアンスの取組みを横断的に統括し、取締役に対するコンプライアンス教育を実施する。

内部監査室を設け、コンプライアンス状況の監査を定期的を実施し、取締役会に報告する。

(注) C S R 推進委員会は、コンプライアンス部会のほかコーポレートガバナンス部会、リスクマネジメント部会、安全・環境部会の4つの部会から構成されております。

- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係わる情報については、文書管理規程等に基づいて保存する。

文書の保管の場所及び方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書管理規程に定める。

文書の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

C S R 推進委員会のリスクマネジメント部会は、

- (ア)既に制定されている危機管理規程に基づいてあらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

- (イ)各部署の日常的なリスク管理状況の監査を定期的を実施し、必要に応じて危機管理規程の更新を行う。

不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止を図る。

内部監査室を設け、リスクマネジメント状況の監査を定期的を実施し、取締役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営改革を迅速に進める。
取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、執行役員の業務執行状況を監督する。
執行役員等によって構成される執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
業務執行の状況については、定例取締役会において、執行役員が報告し、取締役会による監督を受けるとともに、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に資するものとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
執行役員及び社員は、前述した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、業務及び職務の執行にあたるものとする。
CSR推進委員会のコンプライアンス部会は、
(ア)全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、執行役員及び社員に対するコンプライアンス教育を実施する。
(イ)社内通報制度（ヨロズホットライン）の運営を行い、定期的に取り締役に報告する。
内部監査室を設け、コンプライアンス状況の監査を定期的を実施し、取締役会に報告する。
- (6) 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社の取締役及び社員は、当社が制定した「ヨロズ行動憲章及び社員行動規範」に基づいて、職務の執行にあたるものとする。
各子会社は、それぞれのコンプライアンス体制を確立するとともに、子会社各社の取締役及び社員に対するコンプライアンス教育を実施する。
CSR推進委員会のコンプライアンス部会は、子会社のコンプライアンスの取組みを横断的に指導及び統括する。
内部監査室を設け、ヨロズグループ各拠点の内部監査を定期的を実施し、取締役会に報告する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、短期集中的な監査を要する重大事態が発生した場合は、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上制定し、取締役はその規程に定められた事項について定期的に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

なお、大規模買付とは、当社株式（含む新株予約権付社債）について、その議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付、または結果として議決権割合が20%以上となる買付をいいます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値及び株主共同利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定しました上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

中期経営計画に基づく取組み

ヨロズグループは「小粒な会社でもグローバル規模のエクセレントカンパニー」という企業ビジョンを掲げ、世界中のお客様に機能・価格・納期共に満足して頂ける最高の品質を提供し、競争力ある提案型企業として信頼される企業グループの確立を目指す活動を、積極的に進めております。またヨロズグループは、高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高

い企業活動を推進することを、経営の基本としております。

中期的な経営戦略につきましては、「ヨロズサクセスプラン」を策定し、合理化活動（部品原価低減・固定費削減）の推進、グローバル供給体制確立に向けての諸施策の実施を図りながら、開発力ならびに生産技術力の強化および商品力ならびに販売力の向上を進めてまいります。そのために「競争力あるヨロズグループへの変革」を掲げて経営改革を進めているところであり、「生産革命」と「マネジメント革命」を経営改革の2本柱と位置づけさらに活動を促進してまいります。

コーポレートガバナンスの取組み

当社は、経営判断の迅速化を図ると同時に、法令遵守経営が極めて重要なものであると考えており、経営及び業務の全般にわたって透明性を確保する事を重要課題としております。また、経営執行の責任と権限の明確化を図るため2001年6月より執行役員制度を導入しており、執行役員会を毎月開催することにより、経営環境の急激な変化に対応できる体制を敷いております。また、取締役会は定時取締役会を3ヶ月に1回開催すると共に必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員業務執行状況を監督する機関として位置づけております。その他、企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーの満足度を高め、企業価値の増大を目指すために2005年3月にはCSR推進委員会を設立し、2006年5月には会社法の施行に伴い内部統制強化のために内部監査室を設けるとともに、内部統制システムを整備し、内部牽制と監視体制を強化しております。また、会社状況説明会、株主懇談会や決算説明会など、株主の皆様や投資家の方々への情報提供を実施するほか、ホームページに最新の企業情報を開示するなど、透明性の高い経営を目指しております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

前記の基本方針に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするためには十分な情報が提供される必要があると考えています。

そこで大規模買付行為に対するルールとして当社株式の大規模買付者に対して、

買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが順守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、これに対する防衛策を導入すべきであると考えます。

そのため当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針を決議いたしました。

当社は、本対応方針を「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表いたしました。（インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yorozu-corp.co.jp>）に掲載しております。）

(4)本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの設定、大規模買付行為が順守されなかった場合の対抗措置、株主・投資家に与える影響等、本対応方針の有効期限、継続及び廃止を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に依るべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。このように本対応方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為が大規模買付ルールを順守していない場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

当社は、本株主総会において本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針について株主の皆様にご意見を伺いさせていただきます。本総会において、本対応方針の決議がなされなかった場合には、本対応方針は速やかに廃止されることになり、その意味で、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度より1円増配の13円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

また、自己株式の処分・活用につきましては、ヨロズグループ成長発展のためにより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

(参考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,332	流動負債	33,514
現金及び預金	2,990	支払手形	2,464
受取手形	176	買掛金	15,395
売掛金	16,074	短期借入金	6,441
有償支給未収入金	1,559	一年以内償還予定の社債	3,000
たな卸資産	8,532	未払法人税等	404
繰延税金資産	916	賞与引当金	762
未収入金	1,167	役員賞与引当金	52
その他	1,020	未払消費税等	258
貸倒引当金	105	未払金	1,202
固定資産	46,630	未払費用	1,366
有形固定資産	39,987	設備支払手形	268
建物及び構築物	7,527	その他	1,897
機械装置及び運搬具	22,245	固定負債	12,818
工具器具備品	4,167	新株予約権付社債	4,999
土地	2,831	長期借入金	4,753
建設仮勘定	3,215	繰延税金負債	464
無形固定資産	37	退職給付引当金	1,036
投資その他の資産	6,605	役員退職慰労引当金	243
投資有価証券	4,210	その他	1,321
繰延税金資産	1,865	負債合計	46,333
その他	529	(純資産の部)	
繰延資産	133	株主資本	30,546
開業費	133	資本金	3,472
		資本剰余金	4,160
		利益剰余金	28,667
		自己株式	5,755
		評価・換算差額等	2,034
		その他有価証券評価差額金	1,568
		為替換算調整勘定	3,602
		少数株主持分	4,251
		純資産合計	32,763
資産合計	79,096	負債及び純資産合計	79,096

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	119,310
売上原価	105,724
売上総利益	13,586
販売費及び一般管理費	9,140
営業利益	4,445
営業外収益	
受取利息	81
不動産配当	83
デリバティブ評価	111
消費税の計	78
その他	49
計	103
営業外費用	
支払替	508
利差	288
償却	19
その他	13
計	92
経常利益	413
特別利益	4,540
固定資産売却益	319
投資有価証券売却益	290
貸倒引当金戻入益	33
計	644
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産廃棄	492
減損	74
その他	29
計	598
税金等調整前当期純利益	4,585
法人税、住民税及び事業税	834
法人税等調整額	370
少数株主利益	346
当期純利益	3,035

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	3,472	4,160	25,720	5,755	27,597
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			178		178
利益処分による役員賞与			50		50
当期純利益			3,035		3,035
自己株式の処分		0		0	1
その他			141		141
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	2,947	0	2,948
当連結会計年度末残高	3,472	4,160	28,667	5,755	30,546

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	1,887	5,196	3,309	3,848	28,136
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					178
利益処分による役員賞与					50
当期純利益					3,035
自己株式の処分					1
その他					141
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	318	1,593	1,275	402	1,678
連結会計年度中の変動額合計	318	1,593	1,275	402	4,627
当連結会計年度末残高	1,568	3,602	2,034	4,251	32,763

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、(株)ヨロズ愛知、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ栃木、ヨロズヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社及び广州萬宝井汽車部件有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ワイジーエス事業協同組合

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社のワイジーエス事業協同組合は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

ワイジーエス事業協同組合、萬運輸株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社及び广州萬宝井汽車部件有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決

算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価があるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

デリバティブ取引

時価法

たな卸資産

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法

c 貯蔵品

最終仕入原価法

なお、在外連結子会社のうちヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社のたな卸資産については、先入先出法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社

定額法

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（ヨロズオートモーティブテネシー社については退職給付債務及び年金資産）の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、米国連結子会社については米国会計基準によっております。

また、数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により発生年度から償却しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、株式会社ヨロズサービスを除く国内連結子会社及び当社につきましては、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用計上しております。

開業費

在外連結子会社ヨロズタイランド社及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社の開業費は繰延資産に計上し、それぞれ20年間及び

10年間で均等償却しております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示金額単位の変更

連結計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに变更いたしました。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれん償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

7. 重要な会計方針の変更

役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ52百万円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借

対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,511百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位：百万円)

建物及び構築物	1,392
機械装置及び運搬具	4,190
工具器具備品	499
土地	432
投資有価証券	2,337
自己株式	2,581
合 計	11,435

担保に係る債務の金額

短期借入金	4,882
長期借入金	3,904
合 計	8,786

2. 有形固定資産の減価償却累計額・・・59,660百万円

3. 貸付有価証券及び預り担保金

投資有価証券には、貸付有価証券1,182百万円が含まれており、その担保として受け入れた951百万円を流動負債のその他に含めて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 21,455,636株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	89百万円	6円	平成18年3月31日	平成18年6月21日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	89百万円	6円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	103百万円	7円	平成19年 3月31日	平成19年 6月20日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,638,283株

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,919円30銭
2. 1株当たり当期純利益 204円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,354	流動負債	23,166
現金及び預金	198	支払手形	434
受取手形	91	買掛金	9,055
売掛金	8,510	短期借入金	3,894
有償支給未入金	3,315	一年以内返済予定の長期借入金	3,818
製品	257	一年以内償還予定の社債	3,000
仕掛品	875	未払金	1,188
貯蔵品	0	未払費用	309
前払費用	66	未払法人税等	2
繰延税金資産	205	預り金	991
短期貸付金	5,066	賞与引当金	229
未収入金	619	役員賞与引当金	50
その他の金	145	設備支払手形	6
固定資産	45,432	デリバティブ評価勘定	178
有形固定資産	10,638	その他の負債	7
建物	1,623	固定負債	11,549
構築物	68	新株予約権付社債	4,999
機械及び装置	4,337	長期借入金	4,753
車両運搬具	9	繰延税金負債	437
工具器具備品	1,262	退職給付引当金	281
土地	1,703	役員退職慰労引当金	240
建設仮勘定	1,632	長期未払金	758
無形固定資産	26	長期預り保証金	80
ソフトウェア	26	負債合計	34,716
投資その他の資産	34,766	(純資産の部)	
投資有価証券	4,173	株主資本	28,516
関係会社株式	28,621	資本剰余金	3,472
関係会社出資金	673	資本準備金	4,160
従業員長期貸付金	2	資本剰余金	4,160
関係会社長期貸付金	3,452	その他資本剰余金	0
その他の金	68	利益剰余金	26,638
貸倒引当金	2,225	利益準備金	868
		その他利益剰余金	25,769
		特別償却積立金	13
		海外投資等損失積立金	41
		別途積立金	23,000
		繰越利益剰余金	2,714
		自己株式	5,755
		評価・換算差額等	1,554
		その他有価証券評価差額金	1,554
		純資産合計	30,070
資産合計	64,786	負債及び純資産合計	64,786

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,152
売上原価	39,300
販売費及び一般管理費	5,852
営業利益	4,732
営業外収益	1,119
受取配当金	251
不動産賃貸	393
為替差益	96
リースの評価	13
その他	78
営業外費用	31
支社債の計	865
支払利息	174
銀行費	44
その他	20
経常利益	37
特別利益	276
投資有価証券売却益	1,708
固定資産の計	290
特別損	5
固定資産	0
倒引当金の計	296
売却廃棄	0
損失	355
却入	463
損額	7
その他	827
税金引当	1,177
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等	215
当期純利益	696

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前事業年度末残高	3,472	4,160	-	4,160
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				-
利益処分による役員賞与				-
自己株式の処分			0	0
当期純利益				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
事業年度末残高	3,472	4,160	0	4,160

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
前事業年度末残高	868	25,301	26,170	5,755	28,047
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		178	178		178
利益処分による役員賞与		50	50		50
自己株式の処分				0	1
当期純利益		696	696		696
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	-	468	468	0	469
事業年度末残高	868	25,769	26,638	5,755	28,516

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	1,884	1,884	29,931
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			178
利益処分による役員賞与			50
自己株式の処分			1
当期純利益			696
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	329	329	329
事業年度中の変動額合計	329	329	139
事業年度末残高	1,554	1,554	30,070

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却準備金	海外投資損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
前事業年度末残高	36	237	22,000	3,028	25,301
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				178	178
利益処分による役員賞与				50	50
特別償却準備金の取崩	22			22	-
海外投資損失準備金の取崩		195		195	-
別途積立金の積立			1,000	1,000	-
当期純利益				696	696
事業年度中の 変動額合計	22	195	1,000	314	468
事業年度末残高	13	41	23,000	2,714	25,769

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式、関係会社出資金
時価のあるその他有価証券は、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法により算定しております。)

時価のないその他有価証券、子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金は、移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

製品・仕掛品(量産品)、部分品及び原材料は、総平均法による原価法によっております。

その他の製品・仕掛品は、個別法による原価法によっております。

貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

・貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

・役員賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております

・退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上

しております。

なお、数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。

・役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示金額単位の変更

計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

(9) 会計方針の変更

役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ50百万円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は30,070百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

(単位：百万円)

1. 担保に供している資産

建 物	1,323
構 築 物	68
機械及び装置	4,190
工具器具備品	499
土 地	432
投資有価証券	2,337
自 己 株 式	2,581
合 計	11,435

担保に係る債務の金額

短 期 借 入 金	1,600
一年内返済予定の長期借入金	3,282
長 期 借 入 金	3,904
合 計	8,786

2. 有形固定資産減価償却累計額

33,187

3. 貸付有価証券及び預り担保金

投資有価証券には、貸付有価証券1,182百万円が含まれており、その担保として受け入れた951百万円を預り金に含めて表示しております。

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からのリース取引について、債務保証を行っておりません。

ヨロズオートモーティブテネシー社	384
广州萬宝井汽車部件有限公司	130

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	9,910
関係会社に対する長期金銭債権	3,452
関係会社に対する短期金銭債務	5,856

(損益計算書に関する注記)

(単位：百万円)

1. 関係会社との取引高

売上高	9,116
仕入高等	34,770
営業取引以外の取引による取引高	603

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 21,455,636株
2. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 6,600,286株
3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	89百万円	6円	平成18年3月31日	平成18年6月21日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	89百万円	6円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	103百万円	7円	平成19年3月31日	平成19年6月20日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 3,638,283株

(税効果会計に関する注記)

(単位：百万円)

・繰延税金資産

退職給付引当金及び役員退職慰労引当金	622
賞与引当金否認額	113
固定資産廃棄損否認額	53
未払金・未払費用否認額	63
投資有価証券及びゴルフ会員権評価損	62
土地・電話加入権減損否認額	29
貸倒引当金繰入否認額	192
自己株式	24
棚卸資産評価損否認額	46
その他	14
繰延税金資産小計	1,224
評価性引当金	397
繰延税金資産合計	827

・繰延税金負債

特別償却積立金	9
海外投資等損失積立金	28
その他有価証券評価差額金	1,021
繰延税金負債合計	1,059
繰延税金負債の純額	232

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

(単位：百万円)

流動資産	繰延税金資産	205
固定資産	繰延税金負債	437

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(単位：百万円)

1. 当事業年度末日におけるリース物件の取得価額相当額	329
2. 当事業年度末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	146
3. 当事業年度末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	191

(関連当事者との取引注記)

子会社

会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
㈱庄内ヨロズ	山形県鶴岡市	百万円400	自動車部品の製造・販売	82.00%	役員の兼任3名	当社製品の製造組立金型等を貸与	売上原価	百万円6,638	買掛金	百万円631
									有償支給未収入金	405
									未収入金	76
							営業外取引高	19	短期借入金	1,127
㈱ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	百万円100	金型・設備の製造・販売	100.00%	役員の兼任3名	当社金型・設備の製造工場及び設備を賃貸	売上原価	百万円4,425	買掛金	百万円609
									未収入金	29
㈱ヨロズ大分	大分県中津市	百万円100	自動車部品の製造・販売	100.00%	役員の兼任3名	当社製品の製造組立金型等を貸与	売上原価	百万円7,039	買掛金	百万円573
									有償支給未収入金	690
㈱ヨロズ栃木	栃木県小山市	百万円100	自動車部品の製造・販売	100.00%	役員の兼任3名	当社製品の製造組立金型等を貸与	売上原価	百万円12,814	買掛金	百万円1,386
									有償支給未収入金	1,435
							営業外取引高	220	短期借入金	799
㈱ヨロズ愛知	愛知県名古屋	百万円100	自動車部品の製造・販売	100.00%	役員の兼任3名	当社製品の製造組立金型等を貸与	営業外取引高	百万円8	短期貸付金	百万円800
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州モリソン市	百万ドル95	自動車部品の製造・販売	85.01%	役員の兼任3名	当社製品の販売先債務保証	債務保証	百万円384	債務保証	百万円384
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州バトルクリーク市	百万ドル20	自動車部品の製造・販売	100.00%	役員の兼任4名	当社製品の販売先短期運転資金の貸付	営業外取引	百万円112	短期貸付金	百万円2,242
ヨロズオートモーティブミシシッピ社	米国ミシシッピ州ピックスバーク市	百万ドル10	自動車部品の製造・販売	100.00%	役員の兼任4名	当社製品の販売先長期資金の貸付			長期貸付金	百万円3,452
ヨロズメヒカーナ社	墨国アグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デロス・ロモ市	百万墨ペソ291	自動車部品の製造・販売	89.37%	役員の兼任3名	当社製品の販売先	売上高	百万円1,829	売掛金	百万円1,038
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国廣東省広州市	百万人民元99	自動車部品の製造・販売	51.00%	役員の兼任2名	当社製品の販売先債務保証	営業外取引	百万円79	短期貸付金	百万円1,511
									債務保証	130

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売及び材料等の購入については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

上記取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報注記

1 株当たり純資産額 2,024円23銭

1 株当たり当期純利益 46円87銭

重要な後発事象注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月15日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

公認会計士松本善一事務所
公認会計士 松 本 善 一

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大田原 吉 隆 ⑧
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 薬 袋 政 彦 ⑧
業 務 執 行 社 員

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と公認会計士松本善一及び当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月15日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

公認会計士松本善一事務所
公認会計士 松 本 善 一

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大田原 吉 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 薬 袋 政 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と公認会計士松本善一及び当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該方針に添ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当該会社の社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の公認会計士松本善一事務所の松本善一公認会計士及びみずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の公認会計士松本善一事務所の松本善一公認会計士及びみずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

株式会社ヨロズ 監査役会

常勤監査役 宮原 信 清 ㊞

社外監査役 保坂 民 男 ㊞

社外監査役 横山 良 和 ㊞

(注) 当社の会計監査人でありました旧中央青山監査法人が、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間業務停止処分を受け当社の会計監査人としての資格を喪失しましたので、監査役会として平成18年7月1日付で松本善一公認会計士を一時会計監査人に選任し、また、平成18年9月4日にみずす監査法人(旧中央青山監査法人)を一時会計監査人に追加選任し、共同の監査体制としております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を株主総会で定めることができる旨を定款により規定するものであります。
- (3) 条文新設に伴う、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(新設)	(株主総会決議事項) 第16条 <u>株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる</u>
第16条～第54条	第17条～第55条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有株式数
3	川田 勇 輔 (昭和19年2月13日生)	昭和42年3月 当社入社 平成元年8月 当社購買部長 平成6年7月 当社小山工場長 平成8年7月 ヨロズメヒカーナ社社長 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 ヨロズオートモーティブテネシー社社長 平成13年6月 当社取締役、執行役員 平成14年6月 当社取締役、執行役員生産管理部長 平成16年4月 当社取締役、執行役員 平成17年1月 当社取締役、執行役員Y P W 推進本部長 平成17年5月 当社取締役、常務執行役員Y P W 推進本部長(現)	10,700
4	佐藤 和 己 (昭和28年8月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成元年4月 当社研究開発部実験課長 平成3年10月 当社小山工場組立課長 平成7年4月 ヨロズオートモーティブテネシー社品質保証部シニアマネージャー 平成13年1月 当社設計部主管 平成14年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役、執行役員 平成18年6月 当社取締役、常務執行役員(現) 平成13年4月 ヨロズアメリカ社社長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブテネシー社会長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブミシシッピ社会長 平成17年1月 ヨロズメヒカーナ社会長	株 4,600

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有株式数
5	河原 清 (昭和21年3月3日生)	昭和44年4月 日産自動車(株)入社 平成7年7月 同社富士工場総務部長 平成9年7月 同社販売会社支援部長 平成10年6月 当社入社、当社取締役 平成10年7月 当社取締役経理部長 平成12年1月 当社取締役管理部長 平成13年6月 当社執行役員管理部長 平成14年6月 当社取締役、執行役員管理部長(現)	13,600
6	岩浪 英男 (昭和18年8月15日生)	昭和42年4月 日産自動車(株)入社 平成3年1月 同社商用車開発センター主管 平成5年7月 同社第3商品開発室主管 平成8年6月 当社入社、当社取締役 平成8年7月 当社取締役設計部長 平成13年6月 当社執行役員設計部長 平成14年6月 当社執行役員経営企画室長 平成16年6月 当社取締役、執行役員経営企画室長(現)	5,100
7	別井 康夫 (昭和25年4月15日生)	昭和44年3月 当社入社 平成4年1月 当社小山工場機器製作課長 平成11年1月 当社中津工場長 平成12年12月 当社小山工場長 平成14年6月 当社執行役員技術部長 平成16年3月 当社執行役員開発統括副部長(現) (平成16年3月 (株)ヨロズ栃木代表取締役社長)	2,400

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、本総会終了後の取締役会において執行役員に選任される予定であります。
なお、各候補者は平成19年5月18日に公表した「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」に全員賛成しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員の任期は、本總會終結の時をもって満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有株式数
1	宮原信清 (昭和18年10月15日生)	昭和42年4月 日産自動車(株)入社 平成4年1月 同社九州工場工務部長 平成6年7月 裕隆汽車製造股分有限公司副社長 平成10年6月 当社入社、当社取締役 平成10年7月 当社取締役Y P W推進室長 平成11年6月 当社取締役小山工場長、Y P W推進室長 平成13年6月 当社執行役員品質保証部長 平成15年6月 当社監査役(現)、(株)ヨロズサービス監査役(現) 平成15年9月 (株)ヨロズ大分監査役(現) 平成16年3月 (株)ヨロズ栃木監査役(現) 平成17年8月 (株)ヨロズ愛知監査役(現)	株 7,500
2	保坂民男 (昭和12年10月27日生)	昭和41年4月 保坂公認会計士事務所開設(現) 平成6年6月 当社監査役(現) 平成6年6月 (株)庄内ヨロズ監査役(現) 平成6年6月 (株)ヨロズエンジニアリング監査役(現)	11,300
3	横山良和 (昭和39年7月2日生)	平成5年7月 横山公認会計士事務所入所 平成5年10月 日本大学法学部税理士科研究室講師(現) 平成9年6月 横山良和公認会計士事務所開設(現) 平成15年6月 当社監査役(現)	1,000

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 保坂民男、横山良和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 保坂民男、横山良和の両氏を社外監査役候補者とした理由は、両氏共各分野において有している高い見識と、公認会計士として培われた専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
4. 保坂民男、横山良和の両氏が社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断した理由は、両氏共公認会計士として専門的な知識及び経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 当社監査役に就任してから保坂民男氏は13年、横山良和氏は4年になります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所 株 式 有 数
斎藤 一彦 (昭和31年8月23日生)	昭和63年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成4年4月 岡田・斎藤法律事務所開設 平成18年4月 関東弁護士会連合会常務理事 東京家庭裁判所調停委員(現)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、社外監査役の補欠として選任するものであります。
 3. 斎藤一彦氏を社外監査役の補欠として選任する理由は長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
 4. 斎藤一彦氏が社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、同氏が弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有することなどを総合的に勘案したためであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みずず監査法人）は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日まで2ヶ月間の業務停止処分を受け、同年7月1日付けで当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。

これに伴い当社は、会計法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、監査役会の決議により松本善一公認会計士を一時会計監査人として選任するとともに、みずず監査法人を一時会計監査人として追加選任し、現在に至っております。

松本善一公認会計士及びみずず監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、その後任として新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿革	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。
概要	（平成19年3月31日現在） 公認会計士 1,748名 会計士補 978名 関与会社数 4,517社 出資金 1,694百万円 事務所等 国内 東京ほか 33力所 連絡事務所 3力所 海外駐在 24力所

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって、取締役を退任されます坂本正道氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額及び贈呈の時期、方法等の決定は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
坂 本 正 道	平成2年6月 当社取締役
	平成10年10月 当社常務取締役
	平成13年6月 当社常務取締役、常務執行役員
	平成16年4月 当社取締役、専務執行役員（現）

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針決定の件

本議案は、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上に反するような不合理な買収が行われる事態を避けるために、当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針を、第1号議案「定款一部変更の件」が本株主総会で承認されることを条件として、承認可決後の定款第16条に基づき、決定しようとするものであります。

当社は平成18年5月19日に開催された取締役会において、大規模買付ルールの設定及びそのルールが順守されなかった場合の対抗措置の具体的な内容を決定し、平成19年5月18日開催の取締役会において、当該ルール及び対抗措置の内容を一部修正いたしました。（以下、修正後のルール及び対抗措置を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針であり、株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適正な対応であると考えます。

平成19年5月18日開催の取締役会においては、本総会で株主の皆様のご意思をお諮りするため、本対応方針の有効期間は、本総会の終結時までとしましたが、本議案の承認を条件として、本対応方針の有効期間を平成20年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで延長するものとしておりますことから、本対応方針について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

注1：特定株主グループとは、

() 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注1の() 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

() 特定株主グループが、注1の() 記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応方針の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大規模買付行為がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。

そして、当社株主の皆様が適切なご判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会から当社株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。そのために、当社取締役会といたしましては、株主の皆様の判断材料として、大規模買付行為に関する必要な情報が大規模買付者から当社取締役会に提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめて開示します。また、必要に応じて大規模買付者と交渉し、または、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社グループは、その長く歴史ある事業活動によって、「サスペンション」のヨロズとして自動車メーカー各社からの信頼を得てきております。その結果、現在では日系自動車メーカー全てとの取引を頂いております。当社の主力事業であります「サスペンション」の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、自動車メーカーのニーズに合致するように、その要請を十分に把握しながら、自動車メーカーとともに開発していかなければならないという特徴があります。したがって、自動車メーカーのニーズに応える製品を作るためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠である

のに加え、自動車メーカーの業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、製品開発に取り組むことが極めて重要となります。したがって、当社の企業価値及び株主共同利益の継続的な維持向上のためには、自動車メーカー各社との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営の取組み、高度な技術力の維持及びそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれたステークホルダーとの永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

以上述べました事業活動に関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。そのため当社は、当社株式の適正な価値を投資家・株主の皆様にご理解いただくよう従来からIR活動に努めてまいりました。しかしながら、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間に適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに当社株式を継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報の提供と判断のための合理的期間が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を公表いたします。さらに、必要であれば、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその案を検討することが可能となり、より妥当な判断が可能となります。

一方、現時点において、当社の株式の約1/3は信託銀行等の機関投資家や外国法人等により保有されるなど、当社の株式の流動性は更に増大しつつある状況にあります。また平成19年3月末時点において、当社の把握する限り、

当社役員及びその関係者によって当社の発行済み株式の約14%（自己株式を除く完全議決権株式の約20%）が保有されておりますが、当社は公開会社であることから、株主の皆様のご自由な意志に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の多くは個人株主であり、その各々の事情に基づき今後当社の株式を譲渡その他の処分の可能性は否定できません。また、当社が今後海外で更に新拠点を展開していく上では資金調達が必要があり、その方法としては、金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの資金調達も有力な選択肢の一つとなりますが、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もございます（なお、当社は平成18年9月20日に「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」を50億円発行しております。）これらの事由に鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が更に増し、今後当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付がなされる可能性が存するということができます。

以上から、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと考え、以下のような大規模買付行為に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものであると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間、及び、その後株主の皆様にご判断いただくための十分な熟慮期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付ルールにおける大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことに伴って速やかに情報開示を行います。

(2) 大規模買付情報の提出

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

大規模買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大量買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

その他取締役会が合理的に必要と判断する資料

なお、当社取締役会は、大規模買付行為が提案された事実及び大規模買付情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 大規模買付情報の追加提供

当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合、提供された大規模買付情報の検討を開始します。

この場合に、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。かかる場合、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会が追加が必要とする情報及び当該情報が必要となる理由を通知するものとし、大規模買付者には、かかる回答期限までに、上記情報を提供していただきます。

なお、当社取締役会は、下記(4)の評価等を行うにあたり十分な大規模買付情報の提供を受けるため、追加提供を受けるべき情報の有無及び内容について、企業価値及び株主共同利益に適うものとなることを確保するた

め、外部専門家の助言を受けることがあります。かかる外部専門家とは、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家で、当社から独立した第三者が予定されております（以下においても同様です。）。

(4) 評価期間

上記の結果、当社取締役会が十分な大規模買付情報の提供を受けたと判断した場合、大規模買付情報の内容の取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等（以下、「評価等」といいます。）を行うための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、当該買付等の内容に応じて下記 または による期間を設定します。大規模買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとします。

なお、当社取締役会は、評価期間が開始したことについて速やかに情報開示を行います。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全ての株券等の買付けの場合には60日間

その他の大規模買付けの場合には90日間

ただし、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同利益の確保のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で評価期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

(5) 意見開示・代替案提示

評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙記載のとおりとします。

なお、新株予約権の無償割当を選択する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様は、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示をうける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが順守されている場合、大規模買付行為が当社に回復し難い著しい損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが順守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と検討期間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した具体的な対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当をすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得の手続きを取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式等の交付を受けることができます。

ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないことを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、上記新株予約権の無償割当の場合、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）

5. 本対応方針の有効期限、継続及び廃止

本対応方針の有効期間は1年間（平成20年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本対応方針の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については毎年定時株主総会の承認を得ることとします。

また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの設定、大規模買付行為が順守されなかった場合の対抗措置、株主・投資家に与える影響等、本対応方針の有効期限、継続及び廃止を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求めこれを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、上記 1.「本対応方針の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

このように本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなくむしろその利益に資するものであると考えます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、上記 3.「大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを順守していない場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

また、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本総会においてお諮りしておりますが、今後につきましても毎年定時株主総会の承認を得ることとしております。その意味で、本対応方針の消長及び内容は、当社株主様の合理的意思に依拠したものとなっております。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以上

別紙

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの価額は金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、1株の当社普通株式を交付することができる。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

以上

